

## 【旅行企画・実施】

社名：四国交通株式会社

登録番号：徳島県知事登録旅行業 第 2-180 号

所在地：〒779-4806 徳島県三好市井川町西井川 311-2

旅行業務取扱管理者：谷口典久

---

### 1. 旅行の種類

本旅行は、募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）です。

---

### 2. お申し込みと契約の成立時期

本旅行は、当社所定の方法によりお申し込みいただき、当社が提示する旅行条件に対しお客様が同意のうえ、当社が指定する期日までに旅行代金の入金を確認した時点で契約が成立します。

※お申し込みのみでは契約は成立しておりません。

---

### 3. 旅行代金の支払い

旅行代金は、当社が指定する期日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ・銀行振込（振込手数料はお客様負担）
  - ・当社指定窓口での支払い
- 

### 4. 旅行代金に含まれるもの

各旅行ごとに表示された行程に明示された運送機関の運賃・料金、施設利用料、食事代、消費税等諸税。

---

### 5. 旅行代金に含まれないもの

前項に記載のない交通費、飲食費、その他個人的性質の諸費用。

---

### 6. 最少催行人員と催行中止

各旅行ごとに定める最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止することがあります。

この場合、出発日の前日から起算して所定の日までに通知し、お預かりしている旅行代金は全額払い戻します。

---

### 7. 確定書面（最終日程表）の交付

集合場所、出発時刻等の確定した旅行日程を記載した確定書面は、出発日の前日までに交付します（原則として電子メールによる交付）。

---

## 8. 旅行契約の解除・取消料

お客様は、旅行契約成立後、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、旅行の種類に応じて、次に定める取消料をお支払いいただきます。

---

### (1) 日帰り旅行の場合（出発日の前日から起算）

解除日	取消料（お一人様）
10日前～8日前	旅行代金の20%
7日前～2日前	旅行代金の30%
前日	旅行代金の40%
当日（出発時刻まで）	旅行代金の50%
旅行開始後 または 無連絡不参加	旅行代金の100%

---

### (2) 宿泊を伴う旅行の場合（出発日の前日から起算）

解除日	取消料（お一人様）
20日前～8日前	旅行代金の20%
7日前～2日前	旅行代金の30%
前日	旅行代金の40%
当日（出発時刻まで）	旅行代金の50%
旅行開始後 または 無連絡不参加	旅行代金の100%

---

※各旅行が「日帰り」または「宿泊を伴う旅行」のいずれに該当するかは、各旅行の案内ページに記載します。

---

## 9. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、運送機関の運行状況、その他やむを得ない事由により、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。

---

## 10. 旅行代金の変更

運送機関の運賃・料金の改定等により、旅行代金を変更する場合があります。

---

## 11. 旅程保証

旅行日程に重要な変更が生じた場合は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に基づき、変更補償金をお支払いします。

---

## 12. 特別補償

お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に損害を被られた場合は、当社旅行業約款に基づき、所定の補償金および見舞金をお支払いします。

---

## 13. 当社の責任

当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、その損害を賠償いたします。

---

## 14. 免責事項

天災地変、戦乱、暴動、運送機関の遅延・不通、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由により生じた損害については、当社は責任を負いません。

---

## 15. お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被った場合は、損害賠償を請求することがあります。

---

## 16. 払戻し

当社が払い戻しを行う場合は、所定の期間内に、銀行振込または当社指定方法により返金いたします。

---

## 17. 個人情報の取扱い

当社は、お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行の実施およびサービスの提供のために利用します。

---

## 18. 苦情の申出

旅行に関する苦情は、下記の旅行業務取扱管理者までお申し出ください。

旅行業務取扱管理者：谷口典久

---

## 19. 約款の適用

本旅行条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によりま  
す。